

戦略的事業承継 事例

【具体的プロセス】

- ・社長は、自らが100%出資する資産管理会社を新設します。
- ・資産管理会社は、社長が直接保有する主宰法人株式並びに会長夫妻保有の主宰法人株式の一部を譲受し、間接保有割合を15%程度まで高めます。
- ・会長夫妻は段階的に保有する主宰法人株式の売却を進めます。

【ご検討に際しての主な論点】

- ・会長夫妻は創業者利潤を獲得します(本事例では約10億円強)。
- ・主宰法人を名実共に率いて行くのは社長が望ましいイメージを明確に伝播させて行くことができます。
- ・会長夫妻及び社長が主宰法人株式を売却する際、譲渡益に係わる課税は、所得税住民税で10%(平成26年4月1日以後)と考えられます。
- ・資産管理会社の保有する株式の受取配当金は、50%が益金不算入となる可能性が高いです。
- ・資産管理会社の新設に際し、12億円強の資金を手当てする必要があります。
- ・資産管理会社の株式には、市場性がありません。
- ・資産管理会社は、中小法人の軽減税率が適用されるものと考えられ、また法人税減税等が実施された場合その恩恵に与る可能性があります。
- ・社長が保有する資産管理会社株式の相続税評価には、所謂「45%控除」が適用されるものと考えられます。

